十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。	国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　農業共済事業に要する経費があること。	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。
十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。	次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。 一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 A×B×（1－（0.015／C）） 算式の符号 A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。	国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　農業共済事業に要する経費があること。	農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る引受戸数の数値に二〇、八八〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額とする。
十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。	次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。 一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 A×B×（1－（0.015／C）） 算式の符号 A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額